

原子力協定

日・カザフスタン原子力協定
日・ヨルダン原子力協定
日・露原子力協定
日・韓原子力協定
日・ベトナム原子力協定

平成23年4月26日

外務省 軍縮不拡散・科学部

国際原子力協力室

日・カザフスタン原子力協定

- 原子力発電の拡大・導入を企図する国の増加(原子カルネサンス)を背景として, 世界的なウラン獲得競争が激化。
- ウランの安定的供給を確保するため, 生産量世界第1位, 確認埋蔵量世界第2位のカザフスタンから, ウランを長期的かつ安定的に輸入するためには, 原子力協定の締結が必要。
- 同時に, カザフスタンとしては, 将来的に我が国の安全かつ最新の原子力関連資機材及び技術の受入れを希望。
- この協定は, 両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの(2010年3月に署名, 同年5月に国会承認)。

〔 > 我が国は, 加, 豪州, 中国, 米国, 仏, 英国及びユーラトムとの間で原子力協定を締結済み。〕
〔 > カザフスタンは, 米国, 露, ユーラトム及び韓国との間で原子力協定を締結済み。〕



- ### 協定の概要
- ①核物質等の平和的目的に限った利用
 - ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
 - ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
 - ④核物質を適切に防護する措置の適用
 - ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制

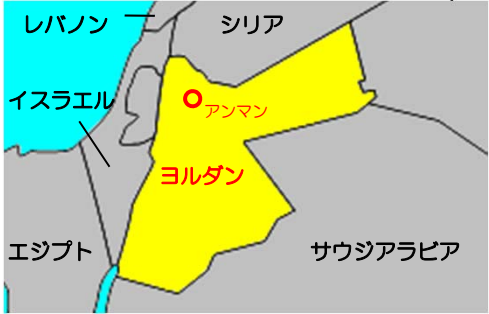
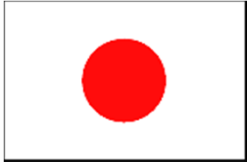
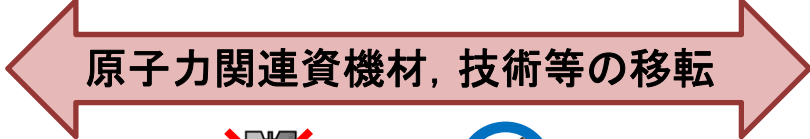
※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約, ④放射性廃棄物等安全条約

➡ **我が国とカザフスタンとの間で移転される核物質等の不拡散・平和的利用を確保すると共に, 我が国のエネルギー確保が可能となる。**

日・ヨルダン原子力協定

- 原子力発電の導入・拡大を企図する国の増加(原子カルネサンス)を背景として、国際的な受注合戦が激化。
- こうした中、ヨルダンは、100万kW級の原子炉を2基(1サイト)建設する計画(2014年に着工, 2019年に運転開始予定)を有しており、国際的な入札により受注業者を選定しようとしている。
- ヨルダンは、我が国の安全かつ最新の原子力関連資機材及び技術に強い関心を示している。
- 現時点で受注先候補として、日仏の合併企業、ロシア企業、カナダ企業の3社が残っており、現時点では2011年9月にも行われる見通しの選定に向け、現在、各国とも官民で働きかけを行っている。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの(2010年9月に署名)。

- 我が国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国及びユーラトムとの間で原子力協定を締結済み(カザフスタンとの原子力協定は国会承認済み)。
- ヨルダンは、仏、中国、韓国、加、露及び英国との間で原子力協定を締結済み。



- 協定の概要**
- ①核物質等の平和的目的に限った利用
 - ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
 - ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
 - ④核物質を適切に防護する措置の適用
 - ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
 - ⑥この協定の適用を受ける核物質のヨルダンにおける濃縮・再処理の禁止

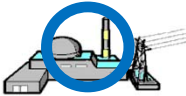
※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約, ④放射性廃棄物等安全条約

➡ **我が国とヨルダンとの間で移転される核物質, 原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を確保することが可能となる。**

日・露原子力協定

- ロシアは、原子力大国としてその平和的利用を積極的に推進。
- 我が国としては、高い濃縮役務提供能力を有するロシアとの間で、ウラン濃縮役務及びウラン燃料の調達に関する協力を積極的に実施していきたい考え。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの（2009年5月に署名）。

- 我が国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国及びユーラトムとの間で原子力協定を締結済み（カザフスタンとの原子力協定は国会承認済み）。
- ロシアは、加、仏、英国、独等との間で原子力協定を締結済み。



※協定上、ロシアに核物質等に移転するためには、ロシア国内にIAEA保障措置が実際に適用される施設が存在することが必要であり、ロシアにおいて必要な作業が進められ、2010年中にこの要件が満たされた。



- ### 協定の概要
- ①核物質等の平和的目的に限った利用
 - ②核物質への国際原子力機関 (IAEA) による保障措置の適用 (査察等)
 - ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
 - ④核物質を適切に防護する措置の適用
 - ⑤核物質等の管轄外 (第三国) への移転の規制
 - ⑥この協定の適用を受ける核物質の濃縮 (20%以上)・再処理の規制

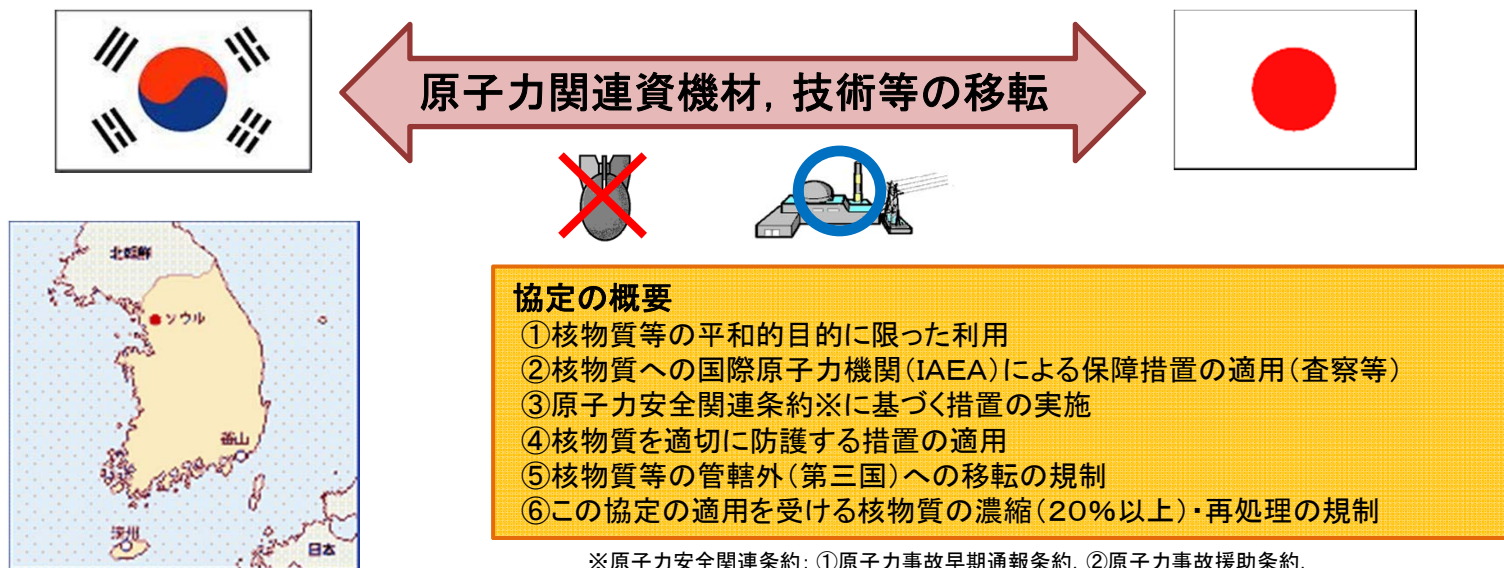
※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約, ④放射性廃棄物等安全条約

➡ **我が国とロシアとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を確保することが可能となる。**

日・韓原子力協定

- 韓国は、原子力の平和的利用を積極的に推進し、原子力発電所の更なる増設を図っている。
- 韓国としては、我が国の安全かつ最新の原子力資機材・技術の移転を希望。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの（2010年12月に署名）。

- （
- 我が国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国及びユーラトムとの間で原子力協定を締結済み（カザフスタンとの原子力協定は国会承認済み）。
 - 韓国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国、独、スペイン、ベルギー、チェコ、露、ベトナム、ヨルダン、ブラジル等との間で原子力協定を締結済み。
- ）



➡ 我が国と韓国との間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を確保することが可能となる。

日・ベトナム原子力協定

- 原子力発電の導入・拡大を企図する国の増加(原子カルネサンス)を背景として、国際的な受注合戦が激化。
- こうした中、ベトナムは、南東部ニントゥアン省の2サイトに100万kW級の原子炉を各2基(計4基)建設予定(国会承認済み)。さらに2030年までに追加的に計10基の原子炉を建設予定。
- 第2サイトの2基の建設については、2010年10月に我が国が協力パートナーに決定。1号機は2021年運転開始予定、2号機は2022年運転開始予定。現在、フーズビリティスタディの実施等必要な作業について協議を行っている。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるものであり、上記の協力パートナーの決定を踏まえた将来的な原子力関連資機材等の移転を実現するためにも早期の締結が重要(2011年1月に署名)。

- (> 我が国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国及びユーラトムとの間で原子力協定を締結済み(カザフスタンとの原子力協定は国会承認済み)。
> ベトナムは、露、中国、韓国、アルゼンチン及び仏との間で原子力協定を締結済み。)



- 協定の概要**
- ①核物質等の平和的目的に限った利用
 - ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
 - ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
 - ④核物質を適切に防護する措置の適用
 - ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
 - ⑥この協定の適用を受ける核物質のベトナムにおける濃縮・再処理の禁止

※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約

➡ 我が国とベトナムとの間で移転される核物質, 原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を確保することが可能となる。